



平成 27 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 橋本総業株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 橋本 政昭  
(コード番号 7 5 7 0)  
問 い 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 執行役員会計グループ長 橋本 和夫  
T E L ( 0 3 ) 3 6 6 5 - 9 0 1 2

## 取締役・監査役との責任限定契約に関する定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 29 日開催予定の第 78 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 24 条第 2 項及び第 32 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 24 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 29 日 (予定)

以 上

## 現行定款・変更案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第 24 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第 32 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は 100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>